

札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業補助金交付要綱

(令和2年11月5日 子ども未来局長決裁)

(令和3年7月14日 子ども未来局長決裁)

(令和5年10月2日 子ども未来局長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。)において、翻訳機等の導入を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るため、翻訳機等の導入に対する補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の認可を受け、現に法第24条第1項に規定する保育を必要とする児童の保育を実施している保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項の認定を受け、満3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を行う施設をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 法第39条第1項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第3条第1項の認定を受けている施設をいう。
- (4) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)であって、法第34条の15第2項の規定により、札幌市長(以下「市長」という。)の認可を受けた事業所をいう。
- (5) 保育所等 同項前4号までに掲げる施設をいう。
- (6) 補助事業者 前号に掲げる保育所等のうち、本要綱に基づく補助金の交付決定または交付を受けた者をいう。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の導入費、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金は、別に定める日までに導入、支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

2 本事業による費用について、過去に同事業の交付実績がある場合及び他の事業によりその費用が交付されている場合は対象としない。

3 地域型保育事業所について、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱(平成28年6月1日子ども未来局長決裁)第14条にて監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募

集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。

4 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成9年4月1日民生局長決裁）9

（1）において、監査結果等を公表する対象になっており、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていない場合は対象としない。

（補助金額の算定）

第5条 補助金の額は、1施設あたり150,000円を限度とし、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

（事業実施計画書の提出）

第6条 補助金を活用した事業を実施しようとする保育所等は、別に定める日までに、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業実施計画書（別紙様式1。以下「事業実施計画書」という。）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、書類の提出に時間を要する場合等、期限までに提出できないときは、この限りでない。

（1）機器のメーカー及び品名等の記載がある見積書及び内訳明細書

（2）その他市長が別に定める書類

（事業実施計画の承認）

第7条 市長は、前条に定める事業実施計画書の提出を受けたときは、その承認を行い、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業実施計画承認通知書によりその旨を通知する。

（事業計画の変更申請）

第8条 前条の規定により、事業計画の承認を受けた者が、第6条に係る事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業実施計画変更承認申請書（別紙様式2。以下「変更承認申請書」という。）により、変更申請を行わなければならない。

（事業計画の変更決定）

第9条 市長は、前条に定める変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業実施計画変更承認通知書により、申請者へ通知することとする。

（事業計画の中止又は廃止）

第10条 第7条の規定により、事業計画の承認を受けた者が、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業実施計画中止・廃止承認申請書（別紙様式3。以下「中止・廃止承認申請書」という。）により申請を行わなければならない。

（事業計画の中止又は廃止決定）

第11条 市長は、前条に定める中止・廃止承認申請書の提出を受けたときは、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進実施計画中止・廃止承認通知書により、事業計画の中止又は

廃止の決定を申請者へ通知することとする。

(補助金の交付申請)

第12条 保育所等は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、機器の導入後、保育所等が販売事業者に費用を支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末。)までに、札幌市認可保育所等に対する翻訳機等導入推進事業補助金交付申請書(別紙様式4。以下「補助金交付申請書」という。)に次に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 対象経費の領収書又は販売事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「領収書等」という。)

(2) 導入された機器のメーカー及び品名等の記載がある納品書

(3) その他市長が別に定める書類

2 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。なお、領収書等に訂正のある場合、販売事業者の訂正印のないものは無効である。

(1) 販売事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収額の内訳

(5) 領収日

(6) 領収印

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、札幌市認可保育所等における翻訳機等導入推進事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条による補助金額の決定後、速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき

(4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、前条に定める補助金額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(維持管理)

第 17 条 機器の導入を完了した日から少なくとも 5 年間は、当該機器を適切に維持管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 7 月 14 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。